

第9期 横手市介護保険事業計画・ 高齢者福祉計画

概要版



本市は、今後を見据えた上での本市の目指すべき地域像及び今後3年間で取り組む介護保険事業及び高齢者福祉施策の方向性を示す「第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」を策定しました

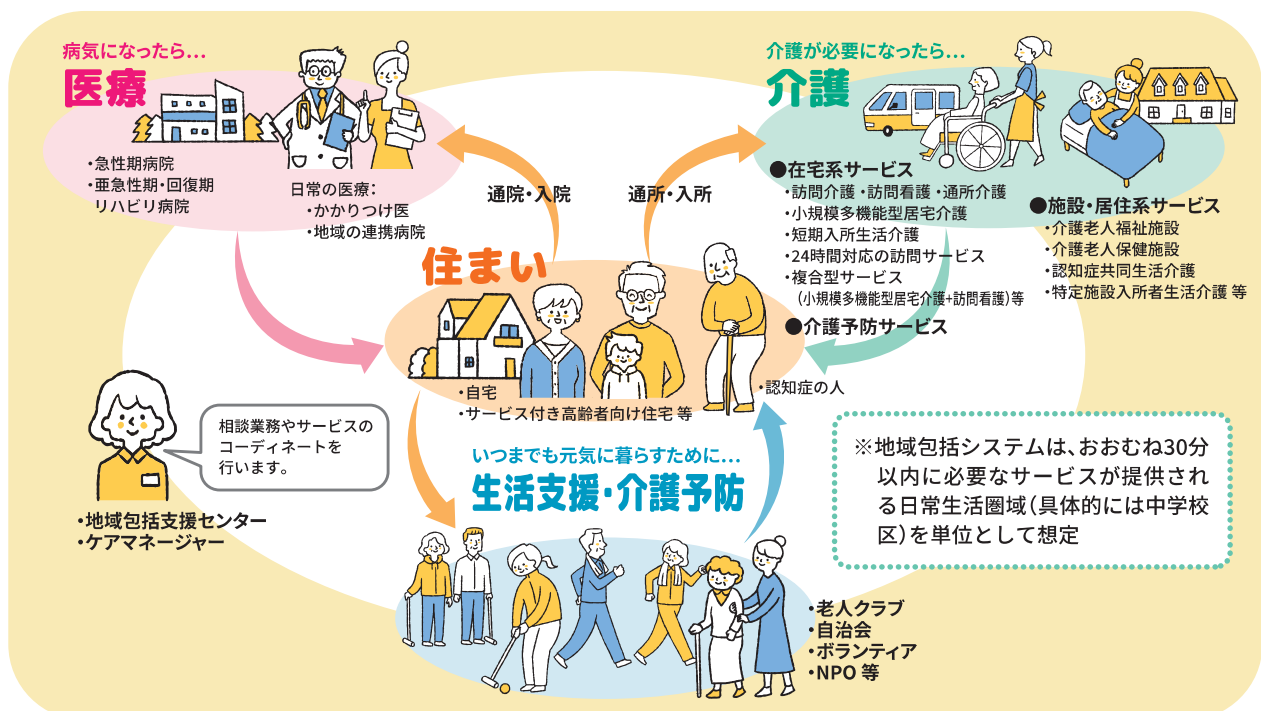
計画期間：令和6(2024)～令和8(2026)年度

令和6年3月
横手市

1 計画策定の趣旨

- 本計画は、保険給付の円滑な実施のために3年を1期として策定する法定計画であるとともに、本市の高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムを深化・推進するための計画です。
- 地域包括ケアシステムは高齢者の地域での生活を支える体制であるとともに、誰もが役割を持てる社会「地域共生社会」の実現に向けた中核的な基盤です。
- 本計画期間中には団塊世代がすべて75歳以上となる令和7(2025)年を迎えます。令和22(2040)年にはいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上を迎える等、今後人口構造の変化やそれに伴う社会環境の変化が続くことが推測されます。また、足元では医療・介護の複合的ニーズを有する慢性疾患等の高齢者が増加し医療・介護の連携の必要性が高まっているほか、認知症患者や認知機能が低下した高齢者の増加が見込まれ、必要な介護サービスの需要も変化することが予想されています。
- こうした背景を踏まえ、本計画では、今後を見据えた上での本市の目指すべき地域像及び今後3年間で取り組む介護保険事業及び高齢者福祉施策の方向性を示す「第9期横手市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」を策定しました。

地域包括ケアシステムの姿

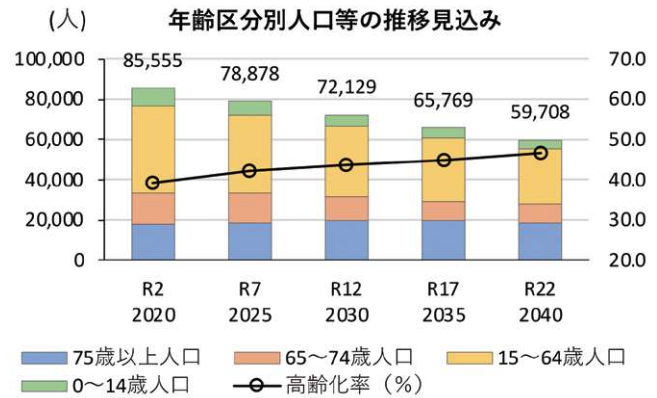


2 本市の高齢者を取り巻く環境

総人口は減少ながら 85 歳以上人口は増加

本市では年少人口と生産年齢人口は一貫して減少傾向にあり、老年人口も令和 2 年をピークに減少に転じています。

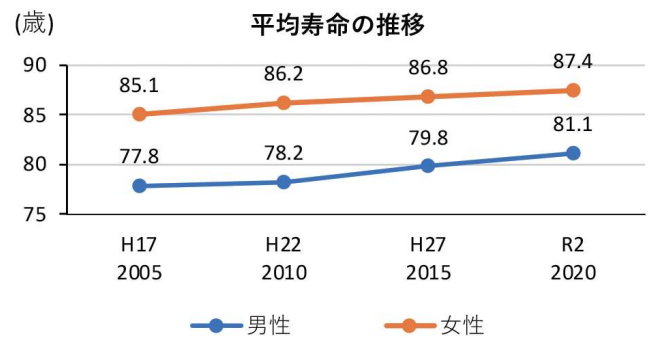
老年人口のうち 85 歳以上人口は、年次によって増減はありながらも、令和 22 年までは上昇傾向で推移する見込みとなっています。



平均寿命は延伸

本市の平均寿命は令和 2 年時点で男性 81.1 歳、女性 87.4 歳となっています。

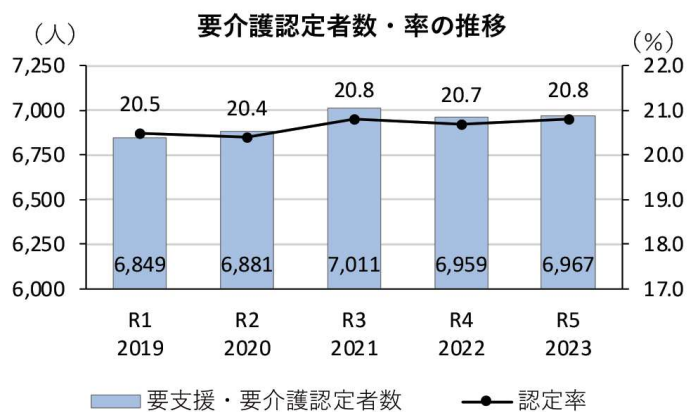
10 年前と比較すると、男性は 2.9 歳、女性は 1.2 歳、それぞれ延伸しています。



要介護認定者数は増加、認定率は上昇

本市の認定者数は、コロナ禍における認定申請控えの影響等から減少に転じたものの、令和 5 年には再び増加しています。

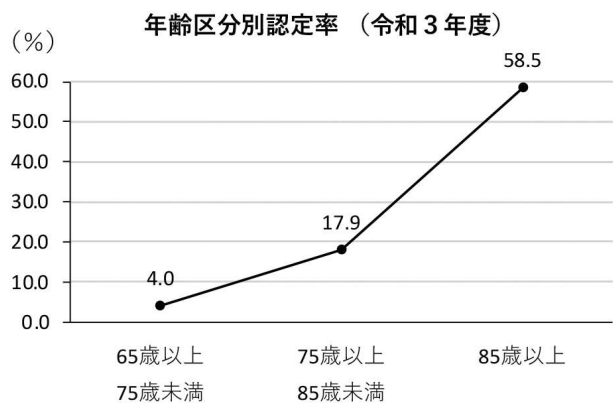
要介護認定率は令和 2 年までは 20.0% 台前半で推移していましたが、令和 3 年以降は 20.0% 台後半へと上昇しています。



85 歳を超えると要介護認定率が急上昇

本市の認定者数を年齢別にみると、全体の 6 割以上を 85 歳以上が占めています。

85 歳以上の要介護認定率は 58.5% と、85 歳未満に比べて大幅に高くなっています。



3 本計画の基本的な考え方

- 今後の環境の変化と高齢者を取り巻く環境を踏まえ、高齢者を含めた地域全体の支え合いのもと、全ての市民が地域、暮らし、生きがいを共に創りあい、高め合い、住民が住み慣れた地域で持続的に生活できる「地域共生社会」の実現を目指す必要があります。
- また、高齢者が人生の最期まで自分らしく暮らせるよう医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムについて、これまで進めてきた取り組みの更なる充実・強化を図ることが重要となります。
- このことから、『まめでらが』『えがったなあ』が合言葉のまちよこて～一人ひとりが自分らしい人生を送り、共に支え合うまちづくり～を目指すべき将来像として掲げ、介護保険事業の運営と高齢者福祉施策の推進に取り組みます。

基本理念

『まめでらが』『えがったなあ』が合言葉のまちよこて
～一人ひとりが自分らしい人生を送り、共に支え合うまちづくり～

基本理念の実現を支える施策の柱



施策の柱1 自立支援・重度化防止の推進

介護予防・健康づくりに積極的に取り組むことのできる環境の整備
地域における担い手の育成、活動の場や機会の確保など地域づくりを含めた取り組みの推進

施策の柱2 在宅医療の充実と医療介護の連携推進

住民や地域の医療・介護関係者と地域の目指すべき姿を共有し、協働・連携を推進

施策の柱3 認知症との共生と予防

認知症の人が自分らしく暮らし続けることができる環境の整備
見守りや支え合いの充実に向けた取り組みの推進

施策の柱4 地域ネットワークの充実及び共に支え合う地域づくりの推進

地域での見守りや災害時などの支援を有効に機能させるためのネットワークづくりを推進
制度横断的に対応するために多職種が連携し、課題解決をはかる体制を強化

施策の柱5 在宅生活支援の充実

暮らしの様々な場面で生活を支えるサービスを展開

施策の柱6 介護給付等の対象サービスの充実とサービス提供体制の整備

居宅サービスや施設サービスの充実と、人材の確保・育成
介護保険事業の適正な運営

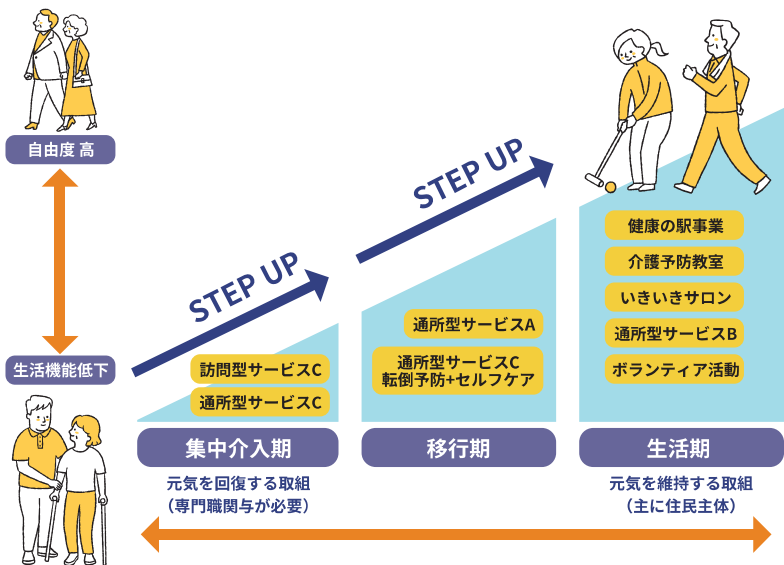
4 本計画のポイント

自立支援・重度化防止の推進

リエイブルメントとは、高齢者が自立した在宅生活を継続するために能力の回復・改善・維持をはかる支援のことを指します。

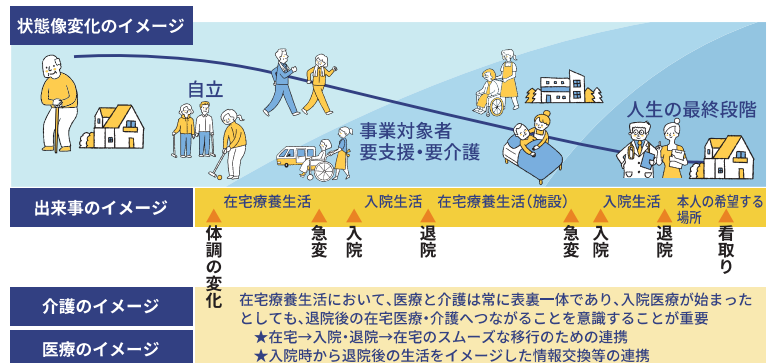
自立支援・重度化防止を目的に、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、集中介入期・移行期・生活期と事業を分類し、本人の状態に合わせた支援ができるよう、適切な介護予防ケアマネジメントの実施に努めます。

～リエイブルメントで元気な自分を取り戻す～



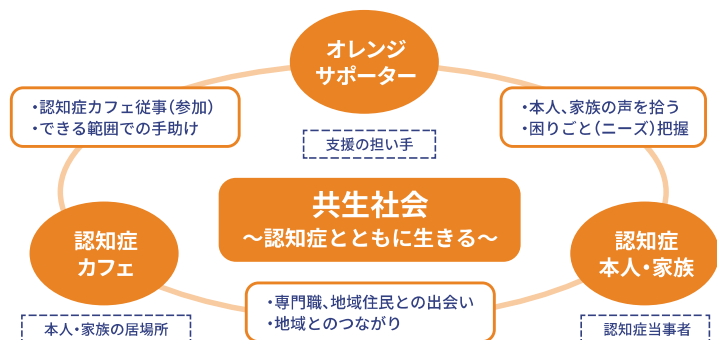
切れ目のない在宅医療と介護の連携

切れ目のない在宅医療と介護の連携体制を構築するため、高齢者のライフサイクルの中で起こりうる節目となる場面を意識して取り組みを推進します。



認知症との共生社会の実現

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現を目指します。



通所介護相当サービス及び通所型サービスAの実施方法等の変更

事業所の増加や利用者数・利用回数の増加により、通所介護相当サービス及び通所型サービスAの事業費が増加し、介護予防・日常生活支援総合事業の事業費全体の5割以上となっています。

今後は、この2つのサービスについて利用者負担割合の変更、サービス利用申請時の審査方法の見直し等により実施方法を変更するとともに、本市独自の資源である「健康の駅」等の利用促進を図ります。

5 介護保険料の改定

- これまでの実績をもとに今後の被保険者数や介護サービス利用量の見込み、介護保険給付費等を見込みを算出したうえで、第9期計画の計画期間における介護保険料基準額を算定しました。
- 第9期の介護保険料基準額は月額 6,725 円（年額 80,700 円）です。

第9期の保険料基準額および基準額算定にあたって算出した見込み値

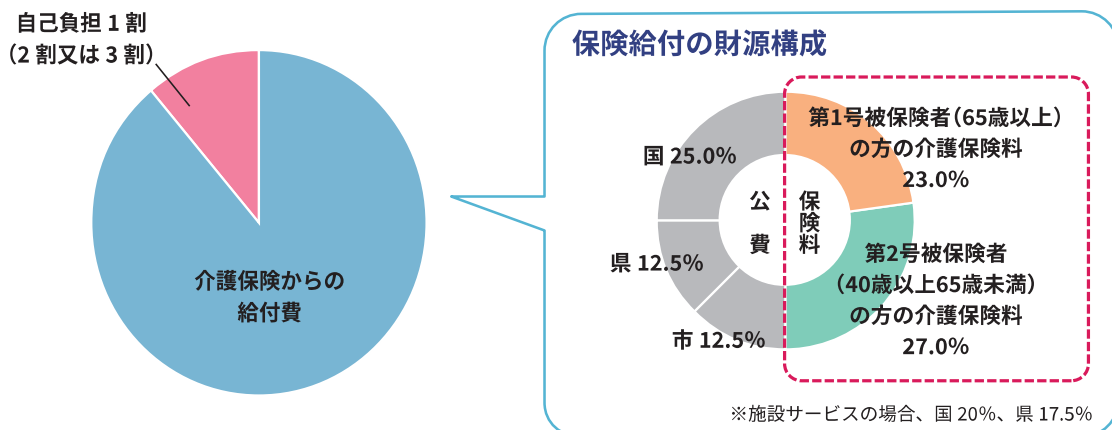
	第9期計画 令和6(2024)～令和8(2026)年度	(参考)第8期計画 令和3(2021)～令和5(2023)年度
被保険者数 第1号：65歳以上 第2号：40歳以上65歳未満	第1号被保険者数 33,296人 第2号被保険者数 26,055人 ※令和6(2024)年10月1日(推計)	第1号被保険者数 33,662人 第2号被保険者数 27,804人 ※令和3(2021)年10月1日(推計)
認定者数 (第1号被保険者)	要支援・要介護認定者の総数 6,930人 ※令和6(2024)年10月1日(推計)	要支援・要介護認定者の総数 6,965人 ※令和3(2021)年10月1日(推計)
認定率 (第1号被保険者)	20.8% ※令和6(2024)年10月1日(推計)	20.7% ※令和3(2021)年10月1日(推計)
総費用見込み (計画期間3年間)	約 386.4 億円 【内訳】 保険給付分 約 368.6 億円 地域支援事業分 約 17.9 億円	約 381.0 億円 【内訳】 保険給付分 約 366.0 億円 地域支援事業分 約 14.9 億円
予定保険料出納率	98.8%	98.5%
保険料基準額 年額＝月額×12カ月 但し、100円未満は切り捨て	月額 6,725円 年額 80,700円	月額 6,257円 年額 75,000円

※第8期計画の値は、すべて計画策定時点の値です。

6 介護保険料の疑問にお答えします

Q 介護保険サービスにかかる費用はどうやってまかなっているの？

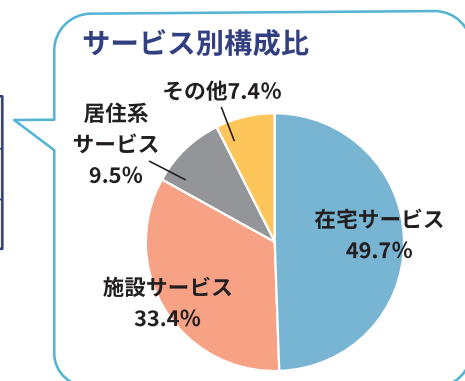
A 介護保険サービスを利用した際の費用のうち利用者が支払うのは1割（一定以上所得者の場合は2割又は3割）です。残る部分は介護保険からの給付費でまかなわれ、この給付費のうち半分が介護保険料で構成されています。



Q 介護保険料の内訳はどうなっているの？

A

保険料 基準額 6,725円 (月額)	介護保険サービス費用をまかなう保険給付に	6,817円
	介護予防や高齢者支援・福祉サービスに……………	383円
	これまでの積立金を活用した割引……………	△475円



Q 第9期の介護保険料はみんな同じなの？

A 介護保険料は、被保険者の皆さんの所得段階に応じて異なります。また、低所得者の方には公費による軽減も図られます。軽減を反映した所得段階別保険料は次のようになります。

単位:円

所得段階	対象者	基準額に対する負担割合	第9期介護保険料(年額)
1	本人が住民税非課税世帯、生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、本人の課税年金収入等が80万円以下	0.455→0.285 (軽減)	22,900
2	本人が住民税非課税世帯、本人の課税年金収入等が120万円以下	0.685→0.485 (軽減)	39,100
3	本人が住民税非課税世帯、本人の課税年金収入等が120万円超	0.690→0.685 (軽減)	55,200
4	本人が住民税非課税世帯、本人の課税年金収入等が80万円以下	0.900	72,600
5	本人が住民税非課税世帯、本人の課税年金収入等が80万円超	1.000 【基準】	80,700
6	本人が住民税課税、本人の合計所得金額が120万円未満	1.200	96,800
7	本人が住民税課税、本人の合計所得金額が120万円以上	1.300	104,900
8	本人が住民税課税、本人の合計所得金額が210万円以上	1.500	121,000
9	本人が住民税課税、本人の合計所得金額が320万円以上	1.700	137,100
10	本人が住民税課税、本人の合計所得金額が420万円以上	1.900	153,300
11	本人が住民税課税、本人の合計所得金額が520万円以上	2.100	169,400
12	本人が住民税課税、本人の合計所得金額が620万円以上	2.300	185,600
13	本人が住民税課税、本人の合計所得金額が720万円以上	2.400	193,600

7 ご相談・お問合せはこちらへお寄せください

高齢者の介護・福祉・健康・医療、その他悩みごとについて

どんな悩みでも結構です。お気軽にお近くの地域包括支援センターへご相談ください。

【横手・山内地区】

東部地域包括支援センター ☎ **0182-35-2160**

〒013-8601 横手市中央町8-2 本庁舎4階

.....

【雄物川・大森・大雄地区】

西部地域包括支援センター ☎ **0182-35-2135**

〒013-0525 横手市大森町字菅生田245-206
大森町高齢者等保健福祉センター内

.....

【増田・平鹿・十文字地区】

南部地域包括支援センター ☎ **0182-35-2177**

〒013-0529 横手市十文字町字海道下12-5 十文字庁舎内



hokatsu-shien@city.yokote.lg.jp

高齢者の健康づくりについて

健康推進課 ☎ **0182-33-9600**

〒013-0044 横手市横山町1-1 横手保健センター内

FAX : 0182-33-9601 Eメール: kenkou@city.yokote.lg.jp

高齢福祉、介護保険全般について

まるごと福祉課 ☎ **0182-35-2134**

〒013-8601 横手市中央町8-2 本庁舎4階

FAX : 0182-32-9709 Eメール: marugoto@city.yokote.lg.jp

第9期 横手市介護保険事業計画・高齢者福祉計画【概要版】

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

発行 横手市 市民福祉部 まるごと福祉課

※この概要版に関するお問い合わせは まるごと福祉課へ